

後期中等教育における各種学校の地位と 役割に関する研究

島 山 豊 吉

A Study on the Status and Role of the "Kakushugakkō" in the
Second half of the Secondary Education

TOYOKICHI HATAKEYAMA

1 序

各種学校はその設置について弾力性のある法的措置がとられているため、教育内容、施設の規模、教育期間、被教育者等多彩であるが¹⁾、教育内容の面からみれば、洋和裁、あみもの、クッキングなどの如く主として家庭生活において伝統的に尊重される技術が学習されるもの、准看、理容、美容、調理などの如く技術者養成制度の変化に応じて、その養成施設として発生したもの、珠算、経理などの如く社会が現に要求する技術の教育を内容とするもの、その他進学準備のための予備校に至るまで多様である。また単科制のもの総合制など多種多様なものである。

本稿においては、特に被服系並びに理容、美容及び准看の3系列の各種学校をとりあげる。その理由は、①これら3系列の各種学校は15～17才後期中等教育年令に相当する生徒の占める割合が多いこと。②被服系各種学校は岩手県下各種学校の52%の多きを占めていること。③准看護婦及び理・美容師は、これら養成制度自体に問題をもつ各種学校であること²⁾のためであって、後期中等教育における各種学校の教育の問題に視点において、各種学校教育の実態を明らかにしたいからである。即ち15～17才後期中等教育を行う機関、施設及び活動が多いなかで、とくに国及び地方公共団体の教育行政基盤の強い定時制高等学校並びに青年学級の不振に対して³⁾、各種学校が第1表に示すように年々殷振の傾向にあることは、各種学校の教育に対する社会の要望を示しているものであって、現社会に各種学校の存立する意義のあるものであることを物語っている。後期中等教育の理念からとかく問題のある各種学校が、何故殷振の途を辿っているかを解明することは、日本の社会と教育の関係を理解するために必要であると考えられる。尙、これら各種学校教育の実態の究明は昭和38年度入学の私立各種学校生徒並びに学校当局を対象に、生徒、経営、教師、施設設備に亘って、調査票並びに訪問面接によって調査した結果に基づいたものである。

1) 有倉遼吉 天城勲著 教育関係法1 P255～P261。

2) 島山豊吉 岩手大学学芸学部研究年報第21巻(1963) 勤労青年教育制度の問題—理容師養成制度における実地修練について—。

3) 島山豊吉 岩手大学学芸学部研究年報第24巻(1964) 定時制高等学校の振興と不振の要因に関する研究。

3 生 徒

15～17才後期中等教育年令の多い被服系並びに理容・美容及び准看護学校（学院）に入学している生徒の入学事情を多面的に調査し、これを考察することは後期中等教育に占める各種学校の地位及び役割を明らかにする有力な手懸が得られると考えられる。したがって、以下その調査結果に基づいて考察する。尙、本稿において調査対象となった生徒数（15～17才）は、被服系4校 351名、理容・美容学校2校 163名、准看護婦学院3院 125名である。これら生徒が入学している各種学校は県下で人口の多い6市に設置されている学校である。従って、設置数の多い被服系の各種学校生徒は第3表が示すように、家から通学するものが多いのに対して、理容・美容及び准看の各種学校生徒は、寮または下宿が多くなっている。ただ注目されることは准看においては全寮制をとっている学院が多いこと、理・美容においては理・美容所に住み込んで勤務しながら通学する生徒があることである。

第3表 生徒の通学

	被 服 系	理 容・美 容	准 看
家 か ら	301名 86%	100名 61%	21名 17%
寮 か ら	32" 9"	40" 25"	103" 82"
下 宿 か ら	17" 5"	23" 14"	1" 1"
無 記	1"		
計	351" 100"	163" 100"	125" 100"

(1) 入学の目的

生徒が各種学校に入学した目的についての調査結果は第4表に示す通りであるが、第4表で注目されることは准看及び理容・美容の生徒が技術で身をたてる目的で入学しているに対し、被服系生徒の目的は多岐に亘っていることである。これは学校設置の目的から当然であるが、被服系の般振はこれら被服系生徒の多目的性と関係をもつものであろう。

第4表 入学の目的

	被 服 系	理 容・美 容	准 看
1 適当な就職口がないときだつたから	16名 4%	7名 4%	2名
2 嫁入り準備のため	38" 11"	1" 1"	
3 技術を身につけて、その技術で身をたてようとして	140" 40"	136" 83"	113" 90%
4 はっきりした目的をもたないで、ただなんとなく	103" 30"	13" 8"	6" 5"
5 その他	35" 10"	3" 2"	2"
6 無 記	19" 5"	3" 2"	2"

(2) 当該学校（学院）を選んだ事情

生徒各自が入学している学校（学院）を選んだ事情の調査結果は第5～7表に示す。各種学校が実施している生徒募集の方法は、①入学案内書、ポスターを各中学校に発送し、掲示を依

頼する。②学校内容の説明のため主なる中学校に参上する。③街頭に立看板を立てる。④新聞に広告を出す。⑤在校生徒に勧誘させる。⑥テレビ広告。⑦その他と回答を得ているが、生徒各自が当該学校に入学する動機をつくった媒体を表示したものが第5表である。第5表で注目されることは、ポスター等を見て、人からきいてに該当する比率が目立って高くなっているのは准看であり、人からすすめられて及び近親者からすすめられてに該当する比率が高いのは、被服系及び理容・美容であることである。これは准看の生徒は被服系並びに理容・美容の生徒に比して、入学を決意する動機において自己決定性が強くなっていることを物語っているものであり、他の2系列の生徒に比べて積極性をもっていることが推測される。また、准看は人からすすめられての殆どが先生からすすめられたと答えている。この点も准看の生徒が学力などで優れている生徒であることを示している。次で注目されることは、パンフレット、ポスター等の媒体物は人的な媒体よりずっと無力であることを示している点である。

第5表 入学の動機

	被 服 系		理 容・美 容		准 看	
1 ポスター、広告、パンフレット（入学案内）を見て	34名	10%	29名	12%	16名	13%
2 人（先生、先輩、友人、その他）からきいて	109"	31"	49"	30"	63"	50"
3 人（先生、先輩、友人、その他）からすすめられて	29"	8"	13"	8"	26"	21"
4 父、母、姉、兄、親せき等からすすめられて	130"	37"	70"	43"	10"	8"
5 その他	35"	10"	2"	1"	9"	7"
6 無 記	14"	4"			1"	1"

生徒各自が在學校に入学することを決定するに際して、他の同種の学校と比較検討した上で入学を決定しているか否かについての調査結果を表示したものは第6表である。第6表は調査対象各種学校3系列ともに他の同種の学校と比較検討することなく入学を決定している生徒が大部分を占めていることを示している。このなかで設置数の多い被服系の各種学校において、他の同種学校と比較検討して入学している生徒が少々多くなっている。

第6表

	被 服 系		理 容・美 容		准 看	
1 他の同種の学校と比較して入学を決めた	104名	30%	36名	22%	26名	21%
2 他の同種の学校と比較し入学を決めたのではない	211"	60"	116"	71"	83"	66"
3 無 記	36"	10"	11"	7"	16"	13"

生徒各自が入学している学校のどんな点が入学の機縁となっているか。即ち、当該学校のどんな点が生徒をひきつけているかについて、調査した結果は第7表に表示する通りである。第7表で注目される点は、経費の面において被服系及び理容・美容がごく少ないのに対して、准看が比較的多くなっていること、また入学試験がない（簡単）の面において准看は関係ないの

に対して、被服系及び理容・美容に於て比較的多くの該当者があることである。以上の点からも准看の生徒は他の2系列の各種学校に比して、学力に優れ、家庭経済面で困難な事情のあるものが多いことを物語っている。また、施設・設備、校長、教師等の学校側の条件よりも在校生徒及び卒業生の面がより強く入学の機縁として作用していること。「その他」に該当するもので多くみられたしかたなくが注目される点である。

第7表

	被 服 系		理 容・美 容		准 看	
1 施設・設備がよい	15名	4%	12名	7%	4名	3%
2 校長(院長)がよい	13"	4"	13"	8"	12"	10"
3 先生がよい	16"	4"	12"	7"	6"	5"
4 卒業生や生徒がよい	44"	12"	8"	5"	20"	16"
5 経費が比較的少ない	13"	4"	5"	3"	18"	14"
6 入試がない(簡単である)	66"	20"	29"	18"	2"	2"
7 通学に便利でよい	84"	24"	33"	20"	15"	12"
8 その他	61"	17"	18"	11"	33"	26"
9 無 記	39"	11"	33"	20"	15"	12"

(3) 高等学校に入学しないで各種学校を選んだ理由

生徒各自が学校体系の正則コースである高等学校に入学しないで各種学校に入学した理由についての調査結果は第8～9表に示す通りであるが、先ず第8表の全日制高等学校に入学しないで各種学校に入学した理由で注目されることは次の点である。①経済上の理由で高校進学ができなかった生徒が准看に特に多く、次いで理容・美容となっていること。②学力が低い理由で高校進学ができなかった生徒が理容・美容に最も多く、次いで被服系となっている。③経済的にも学力でも高校入学ができたが、各種学校に入学した生徒及びその他の理由で各種学校に入学した生徒が被服系37%、理容・美容31%、准看45%に及んで、家庭経済も学力も各種学校入学の主たる理由となっていない生徒が多いことが注目される。これら生徒は高校入学を初めから志望せず、それぞれの各種学校を志望したものとして注目される。④その他の理由では、准看の「早く職を身につけたい」「親の援助を受けたくない」「将来の役に立つ」「気が進まない」など、理容・美容の「高校では技術が身につかない」「家が理容業だから」「初めから高校の考えはなかった」「家が美容業だから」「好きだから」などの記述が多い。以上の調査結果から、日本の学校教育体系において15～17才年齢者の教育の正則的地位を占める高等学校への進学を望まないで、各種学校を初めから志望する生徒が40%前後も占めている事実は一休何を物語るものであろうかという疑問が生じてくる。それは結局そのような日本の社会的基盤が現存するからであり、高等学校卒業後において、これらの技術を身につけることは無駄なことであるような性急な意識と生活が日本の社会の中に滲んでいるからである。

各種学校に入学している生徒が定時制高等学校を選ばなかった理由を該当する項目全部に印を付し、又は記述させた結果は第9表に表示する通りであるが、第9表が示していることは、①定時制高等学校への通学が不便であるとする生徒が各系列とも多くなっているが、特に被服系に多くなっている。②年限が長いとするとする生徒は、特に准看に多くなっていることが注目さ

第8表 高校に入学しないで各種学校に入学した理由

	被服系		理容・美容		准看	
1 経済的理由で高等学校に進学できなかった	33名	10%	35名	21%	44名	35%
2 学力が低いため高等学校に進学できなかった	71"	20"	41"	25"	16"	13"
3 高校進学が経済的にも学力の上でも自信があったが	59"	17"	26"	16"	22"	18"
4 高校入試も就職も駄目だったので	61"	17"	11"	7"	4"	3"
5 その他	70"	20"	25"	15"	34"	27"
6 無記	57"	16"	25"	15"	5"	4"

れる。③。定時制高校では技術を身につけることができないとする生徒は、理容・美容に多くなっている。④「その他」の記述で注目されることは、定時制高校に入学する気がなかったと記述する生徒が多く、定時制高校にこれら生徒が関心を示していないことである。⑤定時制高校の教科がむずかしい、卒業後によい職がない、お金がかかる、特色がなく中途半端であるに該当するものが少ないことが注目される。⑥「その他」並びに前述③及び⑤の調査結果が物語っているように定時制高校に初めから入学する意思のなかった生徒が多いことである。尙、この調査結果で明らかにされていることは、准看、理容・美容などの如く経済的事情のため高等学校に進学できなかった生徒の殆どが、定時制高校に進学しない理由として、年限が長いことを挙げていることである。即ち、家庭経済のよくない生徒が、比較的経費の少ない定時制高校に年限が長いいため進学を希望していないのである。

こうして性急に准看の途を選んだ生徒は、やがて、高等看護学院入学のため定時制高校へ准看学院在学中か卒業後に入学するようになるのである。

いずれにしても高等学校並びに高等学校定時制課程という現行教育制度の正則的学校体系に初めから入学を志望しない生徒が、各種学校生徒（15～17才）のなかに多く含まれていることは、正則的学校の地位にあるこれら学校が、社会の要請を完全に満たすことができない事実を物語っているものである。

第9表 定時制高等学校に入学しないで各種学校に入学した理由

	被服系		理容・美容		准看	
1 定時制高校への通学は不便である	122名	35%	38名	23%	27名	22%
2 定時制高校は年限は長い	53"	15"	33"	20"	45"	36"
3 定時制高校では役に立つ技術を身につけることができない	44"	10"	43"	26"	24"	19"
4 定時制高校はむずかしい教科が多い	11"	3"	1"		3"	2"
5 定時制高校を卒業しても、よい就職口がない	19"	5"	11"	7"	5"	4"
6 定時制高校は特色がないから、中途半端である	31"	9"	10"	6"	9"	7"
7 定時制高校はお金がかかる	7"	2"	2"		2"	2"
8 その他	104"	30"	22"	13"	39"	26"
9 無記	57"	16"	62"	39"	18"	14"

(4) 青年学級に入級しなかった理由

各種学校に入学している生徒が、青年学級に対してどのような考えをもっているかについての調査結果を表示したものは第10表である。各生徒の回答は選択技の中、該当する項目全部に
 する方法をとったものであるが、次のようになっている。①青年学級が開設されてない（又は非常に少ない）とする生徒は各系列とも多くなっている。②青年学級程度では一通りの技術を身につけることができないというのも、各系列20～25%ある。③青年学校の教育は系統的でない、程度が低い、入級しても誇りがもてないを理由とする生徒は極めて少ないこと。④「その他」の記述では、青年学級のなんたるかを知らない生徒が多いこと。⑤無記が多いことである。以上の調査結果が示すことは、各種学校に入学している生徒の大多数（第10表1に該当する1部を除いて）がはじめから青年学級に入学する意思を全くもっていないことである。

第10表 青年学級に入級しない理由

	被 服 系		理 容・美 容		准 看	
1 青年学級が開設されてない（又は非常に開設数が少ない）	139名	40%	36名	22%	45名	36%
2 青年学級では系統的な教育をしてないと思う	44"	12"	9"	5"	12"	10"
3 青年学級の教育程度が低いと思う	25"	7"	4"	2"	5"	4"
4 青年学級では勉強時間が充分でないと思う	44"	12"	14"	9"	15"	12"
5 青年学級に入っても学校に入ったばかりがもてない	40"	11"	3"	2"	17"	14"
6 青年学級程度の教育では一通りの技術を身につけることができない	120"	34"	49"	30"	26"	21"
7 その他	45"	13"	7"	4"	15"	12"
8 無 記	97"	28"	78"	48"	31"	24"

以上の諸観点から各種学校生徒の入学事情を調査結果に基づいて述べたが、次の諸点に集約することができる。①各種学校に入学する生徒は特定の技術を修得する目的をもって入学していること（第4表3、第9表3、第10表6、並び後述の第12表(イ)表6）②しかも、特定技術の修得が性急に行われていること（第8表3・5、第9表3・8、並びに後述の第12表(イ)1・3）③各種学校に入学している生徒の相当な数（凡そ40%）は正則的学校体系を進むことを初めから考えないこと及び青年学級のことをも全く考えていない生徒がその大部分であって、各種学校教育を志向する生徒は高等学校を志向する青年とも青年学級を志向する勤労青年のそれとも異なった教育観、処世観をもった青年であること（第8表3・5・6、第9表8・9、第10表）④入学の動機となっているものは、印刷物などの物的媒体よりも人的な媒体が大きく作用していること（第5表）⑤したがって、他の同種学校（学院）との比較検討は少ないことである。

各種学校に入学する凡そ40%の生徒ははじめから正則的学校体系を進むことを考えないで入学したものであり、他は不本意乍らも各種学校に入学したものであるが、これら、15～17才後期中等教育年令の若者が、初級的職業技術（能）を短期に修得して、けわしい自立の途を辿らなければならない日本の社会の現実のため、各種学校教育の如き間に合せの教育形態が、以上のような多くの青年によって支えられていることは明確な事実である（第11表）。

第11表 修得技術と選職

	被 服 系		理 容・美 容		准 看	
1 職業にする考えである	128名	36%	147名	90%	124名	99%
2 職業にする考えはない	74"	21"	4"	2"	1"	1"
3 おけいこごとの一つと考える	122"	35"	0	0	0	0
4 無 記	27"	8"	12"	8"	0	0

(5) 学校に対する生徒の評価

生徒の学校評価を表示したのは第12表であるが、それによれば、①役に立つ技術を身につけることにおいては、3系列とも最も多く、②必要な専門科目を重点にでは、特に准看が多く、③年限が短いでは、特に准看が多く、④就職が好都合では、理容・美容が多い。また、各学校(学院)に対する総合的評価については、第12表(ロ)が示すように、各種学校生徒の凡そ50%は家庭の経済的事情や学力などのため、不本意乍ら入学している生徒であるが、つまらない及びつまらなくてやめたいは極めて少なく、よかった及びとてもよかったが高い比率(30%台)を示しており、准看の如きは70%を占めている。各種学校は正則的学校体系に直接連絡しない学校として⁴⁾、特に15~17才青年の教育には問題があると考えられるにかかわらず、在学している生徒は性急に近視的な学習効果を期待して行う各種学校教育に対して、以上のように評価している事実は注目しなければならない。

第12表 生徒の学校評価

①

	被 服 系		理 容・美 容		准 看	
1 必要な専門科目を重点的に教えてもらえる	98名	28%	55名	34%	65名	52%
2 すぐ役に立たない一般教養科目が少ない	19"	5"	4"	2"	9"	7"
3 年限が短かく全体として経費が少なくて済む	6"	2"	13"	8"	21"	17"
4 数学、英語などむずかしい科目がない(又は少ない)	26"	7"	13"	8"	9"	7"
5 就職に都合がよい	47"	13"	70"	43"	54"	43"
6 役に立つ技術を身につけることができる	245"	70"	132"	81"	95"	73"
7 その他	27"	8"	1"			
8 無 記	10"	3"	5"	3"	4"	3"

②

	被 服 系		理 容・美 容		准 看	
1 とてもよかった	31名	9%	14名	9%	18名	14%
2 よかった	97"	28"	40"	25"	69"	56"
3 よくもわるくも思っていない	164"	47"	75"	46"	34"	27"
4 つまらなかつた	27"	7"	15"	9"	4"	3"
5 つまらなくてやめたい	19"	5"	15"	9"	0	0
6 無 記	13"	4"	4"	2"	0	0

4) 本山政雄 社会教育の再編成 各種学校P 262。

(6) 学校に対する生徒の要望

学校に対する生徒の要望を正しく捉えることは、各種学校の経営の問題を把握する一方法であるが、生徒の学校への要望は第13表に表示する通りである。第13表によれば、教科においては3系列ともに教養科目を新設してもらいたい、または授業時数を増してもらいたいとする要望が多い。但し内容は社会、国語、英語、数学は極く少なく、音楽、体育の要望が多い。教師に関する要望では、被服系及び理容・美容において教師の増員、被服系で異動が多いため、せめて1カ年位は勤務してもらいたいと望んでいる。教育活動では、所定の時間割に従って授業が正確に実施されるように、また時間も守ってもらいたいと要望している。非常勤講師に教授を依存している各種学校では、授業は30分もおくれたり、1日1科目の授業が実施されたりしている事実から当然の生徒の要望である。施設・設備では、准看に全く要望なく、被服系及び理容において、設備をよくしてもらいたいとするもの、具体的に実習機具名をあげて充実を要望するもの、被服系で講堂の拡張、校庭、体育館の要望がある。

以上注目される点が多いが、①教科において専門教科の充実 に比して教養科目の面を要望していることで、前述第12表(イ)において「すぐ役に立たない一般教養科目が少ない」ことがよいとする生徒は極めて少ないことと合わせて考えられるが、各種学校は職業的技術及び生活的技術を集約的に教授しているが、在学する15~17才青年の要望は、専門教育に加えて教養的教育、特に体育及び音楽などを要望していることである。技術を性急に短年月で修習しようとしながら、教養教育も受けたいという矛盾している願望を抱いている事実が注目される。また、②前述のように、非常勤講師に教育を依存せざるを得ない学校であるが故に、欠講、時間配当の無理、授業の遅刻等、生徒の不満が多く、各種学校の教育経営の無理と不備の実態を物語っている。

第13表 学校に対する生徒の要望

イ 被服系

- 1、教科 54名、① 専門教科の充実 9、② 実習時間を多く 15、③ 教養、体育科目を30(10%)
- 2、教師 18名、① 教師の増員 11、② 担任教師をつけること 2、③ 教師の異動を少なく 5
- 3、教育活動 11名、① 所定の時間表に従って正確に 5、② 行事を少なく 3、③ クラブ活動を活潑に 3
- 4、施設、設備 52名、① 設備をよく 18、② 教室数を増すこと 14、③ 講堂を広く 2、④ 校庭がほしい 3、⑤ 実習機具の充実 11、⑥ 体育館がほしい 4
- 5、その他 15名 ① 授業料をもう少し安く 6、② 制服を決めること 9
- 6、ない 16名 7、無記 190名

ロ 理容・美容

- 1、教科 21名 ① 専門教科の充実 0、② 実習時間を多く 1、③ 教養、体育科目を20(12%)
- 2、教師 2名 ① 専任教師の増員 2
- 3、教育活動 29名 ① 所定の時間に従って正確に 16、② もっときびしい指導 1、③ 合同授業をさける 10、④ 講義をわかり易く 2
- 4、施設、設備 22名 ① 設備をよく 18、② 実習機具の充実 4
- 5、その他 7名 ① 授業料をもう少し安く 6、② 修業年限を2カ年に 1
- 6、ない 0、 7、無記 91名

ハ、准 看

- 1、教科 39名 ① 専門教科の充実 5、② 実習時間を多く 1、③ 教養・体育科目を26(21%)
 2、教師 0
 3、教育活動 9名 ① 所定の時間表に従って正確に 3、② 院内で自習できる環境を 1、
 ③ 教科の進度をもっとゆっくり 2、④ 半日授業でなく全日制に 3、
 4、施設設備 0
 5、その他 12名 ① 3年制に 5、② 実習の場所を近くに 6、③ 土曜日は午前 1、
 6、ない 5名 7、無 記 53名

4 経 営

各種学校の経営実態は前述の生徒の学校への要望などによっても、その輪郭を推測されるが、以下調査結果に基づいて経営面について述べてみたい。

(1) 校 長

経営の責任者である校長（院長）にどのような人物がなっているかについては、調査票の回収率が低いため十分な資料とは言えないが、第14表に示すようになっている。その概要は、①被服系の校長に女性が圧倒的に多く、これら校長の大多数は、学校の経営を専業としているもので、学校教師の経験者もあるが、被服系分野では技術者が大勢を占めている。したがって、学歴も旧制被服系専門学校卒が多い。②理容・美容の校長は、美容師及び理容師で理容所及び美容所の経営者である。③准看は各病院の医師（院長）が校長となっている。年齢は殆ど50～60才代である。また設置者は、学校法人も相当あるが、実質的には個人経営が多く、業者の連合体が設置者となっている学校もある。

第14表 校長の性別、年齢、学歴、職業

氏 名	(被服系)									
	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
性 別	女	"	"	"	"	"	男	"	"	女
年 令	61才	51才	62	52	60	57"	68"	49"	64"	32"
最 終 学 歴	旧制高女	旧制専門	"	"	"	旧制高女	旧制大学	旧制専門	旧制師範	旧制高女
職 業	会社重役			教師	"		教師	僧侶	教師	

氏 名	11	12	13	14	(理・美容)		(准 看)		
					1	2	1	2	3
性 別	女	"	"	"	女	男	男	"	"
年 令	52才	58"	55"	52"	54"	49"	60"	72"	46"
最 終 学 歴	旧制専門	"	旧制高女	旧制高女	旧制専門	旧制高小	旧制専門	"	旧制大学
職 業	洋裁	"			美容師	理容師	医師	"	"

(2) 教 育 方 針

各系列の学校の教育方針は、次に記述する通りである。

イ、理容・美容

1、理・美容師を養成するため、尙、広く一般社会に役立つ人間を養成する。

2、無記

ロ、被服系

1、教育基本法、学校教育法に従い女性に必要な服装に関する学術及び技芸を授けるとともに女性としての教養の向上と人格陶冶を図る。

2、教育基本法及学校教育法に従い女性に必要な服装に関する技術及技芸を授けるとともに教養の向上と人格の陶冶を図ることを目的とする。

3、和洋裁の外に手芸編物に力を入れ殊に輸出手芸品について研究をしていきたい。

4、専門的研究により高度の技術を身につけあわせて一般教養を高め、家庭内職として又和裁指導者として独立出来る人間の養成。

5、心は豊かに、腕は確かにをモットーとし女性が多難な時世に処して独立自営ができ、幸福な家庭生活を営み進んで健全な社会の形成に役立つことができるような実力を養う。

6、地区内女子青年に対して洋裁技術を習得させることを目的とする。

7、和洋裁、技術の習得を通してよい社会人の養成に努力する。

8、無記

9、実社会に即した堅実にして一般教養を向上せしめ専門知識技能を授け情操豊かに時代と共に歩む心身の健全な女性を育成する。

10、キリスト教の理念を土台に技能教育を目的とする。

11、職業教育

12、実習にのみとらわれず、基礎的な原型製図法を徹底したい、色彩感覚の養成、一般教養科目の必修。

13、技術偏重をさげ女性教養の修得を強調

14、母性として必要な教育をあたえる事を目標としている。

ハ、准 看

1、准看護婦養成

2、保健婦、助産婦、看護婦養成所指定規則第2条により厚生大臣の指定を受け准看護婦の養成を以て目的としている。

3、准看護婦養成

3系列の中、准看護婦養成学校は最も単純な記述をしている。即ち、教育方針は准看護婦の養成で、まことに簡単明瞭である。社会人とか人格とか教養とかという文字は全く見当らない。これに対して、被服系においては入学している生徒の目的が多彩であることにも示されているように教育方針にも巾がある。教養、人格、社会形成、情操など単に被服の技術だけの修得にとどまらず、女性として、人間としての完成にまで教育方針が言及されている。また、理容・美容の回答は県下4校中1校にすぎないが、社会人としての人間形成にまで及んでいる。

このように教育方針をたてているが、教育方針は教育課程及び方法によって実施されるのであるから、次にその教育課程の実態をみることにしたい。

(3) 教 育 課 程

各系列の教育課程は次のようになっている。理容・美容学校では理容師法及び美容師法、並

びに同施行令の規定するところによるものであるが、法令に示されていない教科も加設されている。

1、法令規定の必修教科目

理容（美容）総論 300時、実習 300時、公衆衛生 120時、消毒学40時、生理解剖 100時、衛生法規40時、伝染病学 100時、物理学60時、化学60時、社会30時。

2、加設の教科目

一般教養20時、美術20時、華道30時となっている。法令規定教科目の中に社会が加えられていることは、不十分ながら単なる技術伝習に終らず人間的な育成を志向する一端が窺える。前述の例はM理美容学校の教育課程であるが、一般教養、美術、華道が加設されて人間的育成を考慮していることを示している。尚、音楽及び体育など必要と考えられる教科もあるが、1カ年で修了する教育課程では、これ以上教科目数を加えることは無理である。尚、時間割によって配列を見ればM校は実習を7曜日の半分に配当し、K校は実習と教科をそれぞれ集中的に配列している。

准看においては、F准看護学院の例によれば解剖生理学45時、細菌及消毒学30時、個人衛生学30時、餌療法30時、薬理概論15時、疾病と健康の社会的考察20時、関係衛生法規10時、家事家政30時、看護史・倫理10時、看護原理及び実際 100時、内科疾患及び看護法80時、外科整形外科及看護法50時、小児科及看護法40時、産婦人科及看護法30時、精神科及看護法25時、眼科・歯科・耳鼻科15時、皮膚泌尿器科10時、理学療法10時、計 580時以上、臨床実習67週以上となっている。上述の教科目と履習時間は生徒が2カ年間に修得しなければならないものであって、時間割には凡そ上記の30%増が組まれている。尚、時間割によれば、その配列において第2学年では半日が臨床実習、第1学年では前期半日が臨床実習となっている。教科目の中に家事家政、倫理など特に倫理時間は極めて少時間であるが加設教科に加えられており、不定期に音楽、体育、外国語が思い付き的に加えられているが、専門教科が広範に亘り、これ以上教育課程の中に教養科目を加えることは、2カ年修学期間では無理であろうと思う。従って教育課程は教育方針に記述された准看護婦養成の実質を正直に表わしているが、15~17才期青年の教育はこれでよいかという疑問がもたれる。尚、H准看護学院では基礎学、臨床実習の外に加設教科目として国語36時、数学36時を課している。

被服系学校は前述の理容・美容及び准看の如く、法令によって教科目が規定されるものでなく、全く学校の自由となっているため、各学校の教育課程は多彩をきわめている。調査票が回収された被服系14校の専門教科である和裁、洋裁、編物等の外の教科目で、設置されている教科目は社会（8校57%）、華道（4校28%）、国語・美学・音楽（各3校22%）、珠算・礼法保健衛生、体育（各2校14%）、習字、看護、時事問題、教養、茶道（各1校7%）である。教育課程の中に専門教科目以外の教養的科目を全く入れていない被服系学校は3校あるが、他は2~5教科目を課している。国語、社会、音楽、礼法、体育を課し、手芸、料理、家庭などを専門教科の和、洋裁に加えて総合的な教育課程を編成している学校もあり、専門教科の和、洋裁に家庭とか料理の如く狭い意味の女性必須の学習に限定している学校（22%）などあるが、多くの学校は不十分ながら人間的教養の面まで考慮していることは、教育方針のみならず教育課程からも窺うことができる。

(4) 経営の今後の抱負

経営の今後の抱負としては、被服系学校においては短大の設置（2校）、独立校舎の設置（2校）、高等学校に昇格、高等学校卒業生の入学数をふやす、人間造りの面の充実（以上各1校）となっている。なかには今後の経営は教師の老化と娘達の都市就職ブームのためむずかしくなるというものもある。理容・美容学校では高等学校卒業生の入学数を増したいが1校、准看では実地修練の充実を一層はかりたいが1校ある。また各系列とも無記述（被服14校中8、理・美容2校中1、准看3校中2）があって、今後の経営に特記すべき抱負のないことを物語っている。

(5) 生徒募集の現状と将来

生徒募集の現在及び将来については、被服系学校で注目されることは女性として一通り身につけていなければならない教育であるから、現在も将来も変るところがないという学校が多いことである。これは主に都市部の比較的条件のよい地域に設置されている学校である。一方小さい町に設置されている学校の中には、町内や周辺地域の生徒は都市の学校に行くため、募集難であるという学校がある。しかし、被服系学校は総体的に将来についても明るい見通しをもっている。

准看学院では近年応募者数が減少しているというが、但し過去の5～6倍が2～4倍に減少したということである。准看の将来は現行の養成制度の下では、生徒数増加は望めない。

理容・美容学校では中学校卒業生の絶対数が影響あるとして、将来は安定性をもたせるためには高等学校卒業生の入学をふやしたいとしている。

(6) 教員採用

適当な教師の採用は各種学校経営の主要な要件であるが、その現状如何は次の調査結果が明らかにしている。まず被服系学校においては、教師採用の困難な点として、①若い女教師が多いため、年度途中で結婚退職者があり、その補充が困難である 4校。②非常勤講師の委嘱が困難である 3校。③身近かなところから適当な教師が得られない 2校。④待遇をよくできないため採用困難である。1校 ⑤無記4校となっている。年度半ばに結婚し退職するのではないかという心配は次のことから充分理解できる。即ち被服系学校専任教師 108名中18～25才の教員が49名（45%）—18～20才6名、21～25才43名—を占め、しかも、これら教員の給与が低い—18～25才教師の給与月額11,500円～4,000円—ことから当然考えられる。また非常勤講師の委嘱についての困難は、地方においては公立小中学校教職員の協力は全く得られず、教養教科目は学校に特別関係をもつ老元学校教員が委嘱されている例が多い。これら教師採用の問題は待遇にかかわることであるが、この点を指摘している学校は1校にすぎない。このことは故意に問題をさけたと思われぬから、教師の免許及びその他資格要件が法的に拘束されていない各種学校に於ては、学院卒業生の中から教師として採用するなど自給自足の途が開けている関係もあり、外部が考えるように深刻な問題となっていないことは確かである。

理容・美容及び准看学校においては専任教師が極く少なく准看学校1～2名の看護婦が、理容・美容学校も5～6名にすぎず、理容師・美容師が専任教師となっているが採用の困難はない。しかし、はっきりした給与制もなく、身分保証の措置もないから問題はないとは言えない。

(7) 授業料

各種学校経営の唯一の財源ともいべき授業料（月謝）は、被服系において月額 1,500円を最高に、最低 450円、最大頻数となっている金額は 800円である。その他、入学金 2,000円、施設費年 2,000円程度徴収する学校がある。また、後援会費月 100円、雑費月 150円、学習費 100円、炭代 100円、校費月 100円、冬期暖房費年 500円程度を各学校が、それぞれの立場で以上の名目の 2～3 を徴収している。これら被服系各種学校の徴収する授業料その他の経費は、公立高校に比して多いが、私立高校及び他の系列に属する各種学校に比して少なくなっている。したがって、学校の経営が財政的に苦しく、教職員の待遇も低く、施設・設備も不十分な学校が多くなっている。これは設置に関する規制がほとんどない状態に放置されているため、簡易に塾的計画で数多く学校が設置され、設備の悪い学校は授業料等で同系列の他校と競争するような事情にあるからである。

准看は無料の学院が多い、それは生徒の実習が病院の必要とする労働と技術を提供しているからである。

理容・美容学校は授業料月 2,500円、その他実習費月 500円、暖房料年 500円後援会費月 100円程度が徴収されている。理容・美容学校、准看学校ともに病院及び理・美容所が必要とする技術者を自らの手で育成するシステムをとっているが、准看は当該病院がその必要とする看護婦を育成している経営形態が多いのに対して、理・美容学校は不特定多数の理・美容所のために理・美容師を養成する経営形態であるから、授業料その他が高額になっている。

5 教 師

教師に関する調査は性別、年齢、学歴、週担当時間、勤続年など基本的事項の統計的調査を主として実施したが、回収された学校数は、被服系 14、理容・美容 2、准看 3 である。

教師の年齢は第 15 表が示す如く、被服系の教師は 25 才までの若い女教師が多く、18～25 才が 45% 強を占めていることが注目される。また 55 才を越える老令の教師も少々多くみられる。

第 15 表 教師の年齢

	18～20才	～25才	～30才	～35才	～40才	～45才	～50才
被服系	6名	43名	14名	9名	6名	6名	6名
理容・美容			4名	2名		2名	3名
准看		1名	1名	3名			
	～55才	～60才	～65才	～70才	～75才	～80才	計
被服系	5名	5名	3名	3名	1名	1名	108名
理容・美容	1名		2名	1名			15名
准看							5名

勤続年数は第 16 表に示す通りであるが、注目されることは被服系において 1～2 年及び 10 年前後の教師が多くなっているが、3～5 年の教師が少なく、前述の婚姻退職のうらづけとなっていることである。

第16表 教師の勤続年数

	～1年	～2〃	～3〃	～4〃	～5〃	～10〃	～15〃	～20〃	無記	計
被服系	25名	13〃	12〃	4〃	7〃	24〃	17〃	1〃	5〃	108〃
理容・美容	1名	5〃	2〃			7〃				15〃
准看	1名		2〃		1〃	1〃				5〃

第17表示の学歴で注目されることは、被服系学校教師の学歴の過半数は被服系の各種学校出身者であり、出身校に勤務する教師の多いことである。この点は理容・美容学校及び准看養成校においても同じである。これは前述の教師の需給が自給自足的である事情をうらづけている。理容・美容学校教師の旧高小卒者はいわゆる徒弟時代において、とこや、かみゆいになった者であって、現在の理容所及び美容所の経営者の多くがこれである。

第17表 教師の出身学校

	被服系学院	理・美容学校	看護学院	保健学院	旧制大学	旧制専門学校	旧制師範
被服系	61名				1〃	8〃	2〃
理容・美容		5名				2〃	1〃
准看			4名	1〃			

	旧制高女	旧制高小	大学	短大	高等学校	計
被服系	18名	4〃	1〃	3〃	10〃	108〃
理容・美容	1名	6〃				15〃
准看						5〃

担当時間は第18表に示す通りであるが、注目されることは、被服系の教師の週間担当時間数は25～35時間のもが多く、実習が殆どであるとはいえ、その担当時間数が多くなっていることである。これに対して、理容・美容及び准看校教師の担当時間数が少ないのは、専門教科の分野が広がっていること及び教務、補導面を担当している関係によるものである。したがってこれらの各種学校においては、被服系に比べて非常勤講師の比率が高くなっている。

第18表 教師の週担当時間

	～5時間	～10〃	～15〃	～20〃	～25〃	～30〃	～35〃	～40〃	無記	計
被服系	10名	5〃	6〃	9〃	33〃	17〃	18〃	2〃	8〃	108〃
理容・美容	5名	10〃								15〃
准看	3名	2〃								5〃

教師のうけている待遇（俸給）を表示したのは第19表であるが、考察に必要な限りに人数を制限表示したものである。即ち准看5、理容・美容ではM校1校、被服系では規模及び地域を考慮して5校の勤続10年以下の代表的なものを表示したものである。3系列の比較において准看及び理容・美容に対して被服系の給与が低いことが注目される。例示すれば理美M2（女、美容学校卒（中卒）26才）12,000円と准看H1（女、准看学院卒（中卒）、27才）11,000円がほぼ同じ給与であるが、被服系Co1（女、女子大卒、26才）7,000円及び被服系Ke3（女、短

大卒、25才) 8,000円が高い学歴であるにもかかわらず、前の准看及び理容・美容に比して給与が低くなっている。被服系内においても給与に差がある。勤続10年で Ku 1 (服装学院卒、29才) 14,000円、Ka 1 (服装学院卒、31才) 11,500円、Ya 1 (服装学院卒、28才) 9,000円の間にもみられる給与の差、勤続1年で Ku 6 (服装学院卒、21才) 6,500円、Ya 2 (服装学院卒、21才) 7,000円の間にも差がみられるなど同系列学校間に給与の差がある。昇給率にも差がみられるが、大体 1,000円程度の年間昇給—1年差を 1,000円としているか—のようである。但し、初任給の低い Ku 学院が初任給のより高い Ya 学院に比して昇給率が高くなっている如く学校の給与に対する方策に相違がみられる。いずれにしても、特に被服系の教師の給与は低く教師11人をもって構成されている Co 学院の例でも、平均月俸額1人5,500円(平均年令33.9才)にすぎず、また教師組織32人をもって県下最大の規模の Ku 学院においても平均月俸額1人12,000円(平均年令29.9才)である。

第19表 教師の給与

学校(院)名 氏名	(被Ku)						(被Ke)			
	1	2	3	4	5	6	1	2	3	4
性別	女	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
年令	29才	24〃	23〃	22〃	23〃	21〃	23〃	24〃	25〃	23〃
学歴	服装学院	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	短大	服装学院
勤続年数	10年	5〃	4〃	3〃	2〃	1〃	4〃	2〃	1〃	1〃
月俸額	14,000円	11,000〃	10,000〃	9,000〃	8,000〃	6,500〃	10,000〃	10,000〃	8,500〃	8,000〃

学校(院)名 氏名	(被Ka)			(被ya)		(被co)			
	1	2	3	1	2	1	2	3	4
性別	女	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
年令	31才	26〃	23〃	28〃	21〃	26〃	23〃	22〃	18〃
学歴	服装学院	〃	〃	〃	〃	女子大	高校	〃	学院研究科
勤続年数	10年	6〃	2〃	10〃	1〃	3〃	2〃	1〃	1〃
月俸額	11,500円	10,500〃	7,000〃	9,000〃	7,000〃	7,000〃	6,000〃	5,000〃	4,000〃

学校(院)名 氏名	(理美M)		(看A)	(看F)		(看H)	
	1	2	1	1	2	1	2
性別	男	女	〃	〃	〃	〃	〃
年令	26才	26〃	33〃	31〃	34〃	27〃	30〃
学歴	理容学校	美容学校	高看卒	〃	〃	准看卒	保健婦学院
勤続年数	1年	1〃	1〃	3〃	3〃	10〃	12〃
月俸額	11,000円	12,000〃	16,000〃	17,300〃	19,500〃	11,000〃	13,500〃

6 施設・設備

施設・設備の調査結果の表示は第20表に示したように煩雑をさけるため、各系列の各種学校における最も基本的な設備に限定して表示した。被服系においては、特に洋裁科の生徒の学習にとって必設の設備であるミシンに限定し、ミシン数と生徒数との関係によってその充実の程度をさぐり、理容・美容においては、生徒の実習にとって必設の設備である理容椅子並びに美容ドライバー(美容椅子の設備台数をKi理容美容学校が記入していないため、同じく必設の設備であるドライバーによった)と生徒数との関係を見ることによって、設備程度の概要を判断

する資料として表示したのである。尙、理容・美容の施設・設備の基準は理容師法施行規則並びに美容師法施行規則の規定によって定められ、准看護学院の施設・設備についても、保健婦・助産婦・看護婦養成所指定規則によって基準が定められている。但し、これは各学校の生徒定員についての基準であって、在籍生徒数の多い年度は設備基準より設備率が低く、在籍生徒数の少ない年度は設備基準より設備率が高くなっているのが各種学校の実情である。

被服系学校の生徒数（表示）は洋裁科の昼間部の生徒数であり、総合的教育課程の学校では洋裁科部門の生徒数である。表示の通りミシン1台当り生徒数は3人から7.4人までであって、その充実程度には大差がみられる。

理容・美容では前述の如く法令で基準が規定されているのであって、学校設置の認可に当っては当然所定の設備を必要とするものであるが、年度毎の生徒の増減特に増加に対して設備拡張がなされていない。例えば、美容ドライヤーは基準では100名に対して10台となっているが、Ki学校では生徒数126名にドライヤー10台となっている。また、理容椅子の設備基準は100名25台となっているが、Ki学校において基準以下で、Mo学校において基準以上となっている。これはMo校理容科定員100名に対して、在籍生徒数53名であるためである。

第20表 基本的な設備表

イ、被服系										
A、学校名	Ku	Ke	Ka	Ta	Yu	Ya	i	Ma	Bu	Co
B、生徒数	383人	100〃	174〃	92〃	41〃	109〃	45〃	30〃	22〃	82〃
C、ミシン台数	70台	15〃	34〃	15〃	11〃	30〃	5〃	10〃	5〃	11〃
D、B ÷ C	5.5人	6.6〃	5.1〃	6.1〃	3.6〃	3.6〃	3.0〃	3.0〃	4.4〃	7.4〃
ロ、理容・美容										
A、学校名	Mo	Mo	Ki	Ki						
B、生徒数	53人	31人	50人	126人						
C、理容椅子	20台		11台							
D、B ÷ C	2.7人		4.4人							
E、ドライヤー		4台		10台						
F、B ÷ E		7.8人		12.6人						

尙、施設においては、独立校舎をもっていない学校も多く（40%）、比較的被服系の学校として整備されているKu学院においても校舎建坪生徒1人当り2.2平方m（各種学校規程第9条2.31平方m）校地生徒1人当り1.8平方mにすぎない（昼間部生徒1人当りで、夜間部生徒数は除いている）。

7 あとがき

各種学校は現行の正則的学校教育を補う意味で、または上級の正則的学校教育を受ける意思のない者及び受けることができない者の教育施設として、その存立の意味をもっているが、多くの15~17才後期中等教育年令の教育を行っている現実に視点をとってみれば大要次の点を以上の調査結果から指摘することができる。①15~17才青年の教育はこのような各種学校において実施されているように専門技術偏重の教育でよいだろうかということである。当該年令期青年は既に発達心理学において指摘されているように人生における最大の動揺期であり、これに

対処する教養教育が計画されなければならない教育期であるからである。②各種学種の袋小路的教育に問題がある。例えば、准看護婦養成の学院によってみれば、生徒は上述のように中学校における学力も高い部に属しているが、家庭の経済的理由などのため経費が比較的かからない准看護学院に進んでいるというのが大多数の生徒の実情である。しかし、生徒が入学して当面する壁は高等看護婦への途があまりにも険しいことである。中卒（高卒でない）の准看護婦が高等看護婦の資格を取得するためには、准看護婦の資格取得後、3年間業務に従事した後、文部大臣の指定した学校において3年以上看護婦になる必要な学科を修めるか、厚生大臣の指定する看護婦養成所を卒業する途を先ず経過しなければならないのである、（保健婦助産婦看護婦法第21条）—この条件を満たした上で資格試験を受験するのである—。しかし、これら高等看護学院に入学するためには、高等学校卒業程度の学力を身につける必要がある。また国立の高等看護学院を除いて、他の公私立の高等看護学院並びに日赤高等学院においては、中卒学歴の准看護婦の入学は事実上認めていないのであるから、これら高等看護学院に入学するためには高等学校定時制課程を修了して高等学校卒業資格を得ることが必要である一定時制高校の学力水準を高めているのは准看護生徒及び准看護婦といわれている⁵⁾—こうして高等看護婦への途を開こうとする。しかし、この途は苦難にみちているものであって、病気で倒れる者、勤務と定時制高校の学業が両立せず自殺する者（昭40. 5. 4岩手日報）などがこれを物語っている。③各種学校に在学する15~17才青年の凡そ40%が、正則的学校体系に進学する意思をもたないで、各種学校に入学している（第8表3・5）が、この事実は重視する必要がある。各種学校は正則的体系の教育によっては充たされないこと、即ち、社会の要望に対し正則的学校が充分応えていないこと⁶⁾を満たす意義をもっているものである。つまり、15~17才青年の凡そ40%前後が、各種学校に対する社会的要望を示しているという数的表示から不動の意義をもっているということができる。④また、③とは少々異った意味をもつ側面であるが、家庭の経済的事情及び学力などの理由で不本意乍ら正則的学校に進学できなかった者を各種学校が収容していることである。これに該当する15~17才青年は凡そ50%（第8表1・2・4）である。さらに正則的学校が、その門戸を閉ざしているためこれら生徒は各種学校が収容し教育しているのである。以上、③及び④に指摘したことは、現在の日本の社会の現実的基盤から各種学校の存立が要請され、また、正則的学校への狭路という現行教育制度のありかたに各種学校の存立の意義がある事実を物語っているのである。即ち、各種学校は現実社会の要請と現行教育制度のあり方の中で、その位置があたえられ、又その役割が課せられているものである。したがって、次のような要請が各種学校側から起る。⑤国及び地方公共団体は私立の各種学校の助成につとめてもらいたい⁷⁾という訴えである。現行教育制度における高等学校のあり方、その他青年学級などで満たすことのできない部面の教育を、多くの青年のため門戸を開いて相当の教育成果をあげているから、その助成を国・地方公共団体並びに教育者、父母等に要望することは当然のことであろう。現在私学振興会など財政的援助の措置がとられているが、更に財政面並びに教育面に対する理解と援助を望む声が高い。⑥各種学校は現実社会の要求に応え、職業教育、技術（能）教育、有能な人材開発のため多くの成果をあげていることは

5) 3)と同じ。

6) 4)と同じ。

7) 陸前高田市ユネスコ学園長 千葉新次 「高校入学の激増に思う」（岩手日報）。

確かであるが、後期中等教育を分担する教育施設としては、各種学校の現状に問題がある。先ず各種学校はその内容、設置の意義・役割に基づいて整理されなければならない。例えば、職業的技術的資格を取得するための教育施設とそれ以外の教養的教育施設とに整理し、特に後者の設置基準要件を整備することが必要である。また、15～17才年齢を対象とする教育とそれ以後の年齢の者を対象とする教育において、教育内容が別途に編成されなければならないであろう。そのための整備はとりあえず各種学校規程の範ちゆうの中で措置されなければならない。